

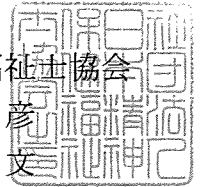
精養協発第2011-41号  
JAPSW 発第11-228号  
2011年12月12日

新潟県精神障害者社会復帰施設協議会  
会長 金井 妙 様

一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会  
会長 石川 到 覚



社団法人日本精神保健福祉士協会  
会長 竹中 秀彦  
新潟県支部長 岡部 正文



精神保健福祉士の養成課程における新カリキュラム施行に伴う  
実習指導実施協力および認定実習指導者講習受講に関するご高配のお願い

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、精神保健医療福祉の発展充実にご尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、この度、精神障害者への支援の充実の一環として、平成22年12月10日に精神保健福祉士法の一部改正が公布され、新たに「地域相談支援の利用に関する相談」に応じることが位置づけられました。これにより、精神保健福祉士が地域生活支援に関わる職種であることが明確にされました。その他、医療関係機関（者）以外の関係機関（者）との連携も行う必要があることや資質向上の責務についても記載されるなどの見直しが行われました。

こうした役割の充実強化に伴い、精神保健福祉士の養成カリキュラムの見直しが進められ、平成23年8月5日に、改正法令・通知「精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第二号から第四号まで及び第二十七条の規定に基づき、精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令」等が発令されました。新たな養成カリキュラムと精神保健福祉士法一部改正は、ともに2012年4月1日より施行されます。

今般の見直しにおきましては、特に精神保健福祉士養成の実習指導の充実強化が図られ、具体的には、精神科医療機関における90時間以上の実習が必須となりました。さらに医療機関以外の障害福祉サービス事業所等における実習も併せて求められ、2領域で計210時間の実習が必要となりました。

それ以外に実習指導者の要件として精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者であることに加えて、認定実習指導者研修の受講修了が求めら

れることになりました。併せて、実習・演習担当教員の要件として、当該科目の担当経験もしくは精神保健福祉士の実務経験が5年以上ない者については、実習・演習担当教員講習の受講修了が加わりました。

お陰様で、今年度も両協会が、厚生労働省の「精神保健福祉士養成担当職員研修事業実施要綱」に基づき、当該研修事業の委託を受けることとなりました。現在、円滑に実施できるように両協会を挙げて取り組みの準備を進めております。

つきましては、下記の点へのご理解とご高配を頂きますようお願い申し上げますとともに、貴団体の広報媒体等で会員の皆様へご周知していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

本来であれば、貴団体に直接持参をさせていただき、ご説明させていただくべきところですが、書中をもちまして失礼させていただきます。今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

1. 現場実習における実習指導者確保の観点から、各機関や各事業所等に従事する精神保健福祉士につきまして、今年度開催される実習指導者講習会の受講に特段のご配慮お願いいたします。
2. 各機関や各事業所等において、精神保健福祉士養成課程における現場実習をお引き受けいただけますよう特段のご配慮をお願いいたします。

## <同封資料>

1. 精神保健福祉士法の一部改正
2. 文部科学省・厚生労働省令第3号「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令」・厚生労働省告示第278号および厚生労働省告示第277号（抜粋）
3. 平成23年度精神保健福祉士実習指導者講習会日程等一覧

## 【問い合わせ】

一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会（伊東）  
〒160-0004 東京都新宿区四谷2-1-2  
まつもとビル3階B号  
TEL. 03-5366-8863 FAX. 03-5366-8864  
E-mail : jascpsw@nifty.com

社団法人日本精神保健福祉士協会（木太、大塚）  
〒160-0015 東京都新宿区大京町2-3-3  
四谷オーキッドビル7F  
TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993  
E-mail : office@japsw.or.jp